

奈良県選挙管理委員会告示第三十四号

平成二十五年十月二十日執行の天理市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成二十六年十月七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

裁 決 書

奈良県天理市杉本町二六六一 ラポール前裁三一〇号

審査申立人 岡 田 博 史

右申立人から平成二十六年九月八日付をもって提起された平成二十五年十月二十日執行の天理市長選挙における選挙の無効及び当選の無効を求める審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

本件審査の申立てを却下する。

理 由

本件審査の申立ては、次の理由により却下されるべきものである。

- 一 公職選挙法二〇二条一項によると、選挙の効力に関し不服がある選挙人は、当該選挙の日から十四日以内に、また、同法二〇六条一項によると、当選の効力に関し不服がある選挙人は、同法一〇一条の三第二項による当選人決定の告示の日から十四日以内に、それぞれ選挙管理委員会に異議を申し出ることになっているところ、天理市長選挙は平成二十五年十月二十日に執行されたものであるから、選挙の効力及び当選の効力を争う期間を徒過したものであるとして、申立人の異議申出を却下した天理市選挙管理委員会の決定は正当である。

- 二 そこで、本件審査の申立ては不適法であるので、却下する。

平成二十六年九月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜